

地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習のご案内

宮崎労働局登録番号第2号（登録有効期間 平成31年3月30日）
建設業労働災害防止協会宮崎県支部
〒880-0805 宮崎市橘通東2-9-19（宮崎県建設会館4階）
TEL 0985-20-8610 FAX 0985-20-8504

<http://www.kensaibou-miyazaki.jp> **建災防宮崎県支部** **検索**

「申込書」はホームページからも印刷できます。

労働安全衛生法第14条の規定に基づいて、掘削面の高さが2m以上となる地山の掘削及び土止め支保工の切りばり又は腹おこしの取付け若しくは取り外しの作業は、登録教習機関が行う技能講習を修了した者を作業主任者として選任することが義務づけられております。

当協会支部においては、宮崎労働局長の登録を受け、当該作業主任者の技能講習を下記により実施いたしますので、この機会に受講頂くようご案内します。

記

1 講習の対象 地山の掘削及び土止め支保工作業主任者の資格を取得しようとする方

2 受講資格

次のいずれかに該当する方が受講資格があります。

- ① 地山の掘削作業又は土止め支保工の切りばり若しくは腹おこしの取付け若しくは取り外しに関する作業に3年以上従事した経験を有する方
- ② 学校教育法により大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校において土木、建築又は農業土木に関する学科を専攻して卒業した方で、その後2年以上地山の掘削の作業又は土止め支保工の切りばり若しくは腹おこしの取付け若しくは取りはずしに関する作業に従事した経験を有する方
- ③ 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第27条第1項の準則訓練である普通職業訓練のうち、職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）別表第2の訓練科の欄に定める建築施工系鉄筋コンクリート施工科、土木系土木施工科又は土木系さく井科の訓練を修了した方
- ④ 職業能力開発促進法第27条第1項の準則訓練である普通職業訓練のうち、職業能力開発促進法施行規則別表第2の訓練科の欄に定める建築施工系とび科の訓練を修了した方
- ⑤ 職業能力開発促進法の一部を改正する法律（平成4年法律第67号）による改正前の職業能力開発促進法（以下「旧能開法」という。）第27条第1項の準則訓練である養成訓練のうち、職業能力開発促進法施行規則等の一部を改正する省令（平成5年労働省令第1号。以下「平成5年改正省令」という。）による改正前の職業能力開発促進法施行規則別表第3の訓練科の欄に掲げる建設科、土木科又はさく井科の訓練（職業訓練法の一部を改正する法律（昭和60年法律第56号）による改正前の職業訓練法（以下「訓練法」という。）第10条の準則訓練である養成訓練として行われたもの及び職業訓練法の一部を改正する法律（昭和53年法律第40号）による改正前の職業訓練法（以下「旧訓練法」という。）第8条第1項の養成訓練として行われたものを含む。）を修了した方
- ⑥ 旧能開法第27条第1項の準則訓練である養成訓練のうち、平成5年改正省令による改正前の職業能力開発促進法施行規則別表第3の訓練科の欄に掲げるとび科の訓練（訓練法第10条の準則訓練である養成訓練として行われたもの及び旧訓練法第8条第1項の養成訓練として行われたものを含む。）を修了した方
- ⑦ 職業能力開発促進法第27条第1項の指導員訓練のうち、職業能力開発促進法施行規則別表第8の訓練科の欄に掲げる建築システム工学科の訓練、職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令（平成16年厚生労働省令第45号）による改正前の職業能力開発促進法施行規則別表第8の訓練科の欄に掲げる建築工学科の訓練又は職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令（昭和63年労働省令第13号）による改正前の職業能力開発促進法施行規則別表第8の訓練科の欄に掲げる建築科の訓練（旧訓練法第8条第1項の指導員訓練として行われたものを含む。）を修了した方
- ⑧ 職業訓練法施行規則の一部を改正する省令（昭和53年労働省令第37号。以下「53年改正省令」という。）附則第2条第1項に規定する専修訓練課程の普通職業訓練（平成5年改正省令による改正前の同項に規定する専修訓練課程の養成訓練を含む。）のうち53年改正省令による改正前の職業訓練法施行規則（以下「旧訓練法規則」という。）別表第2の訓練科の欄に掲げる建設科、土木科若しくはさく井科の訓練の例により行われる訓練を修了した方又は旧訓練法第8条第1項の養成訓練のうち旧訓練法規則別表第2訓練科の欄に掲げる建築科、土木科若しくはさく井科の訓練を修了した方
- ⑨ 53年改正省令附則第2条第1項に規定する専修訓練課程の普通職業訓練（平成5年改正省令による改正前の同項に規定する専修訓練課程の養成訓練を含む。）のうち旧訓練法規則別表第2の訓練科の欄に掲げるとび科の訓練の例により行われる訓練を修了した方又は旧訓練法第8条第1項の養成訓練のうち旧訓練法規則別表第2の訓練科の欄に掲げるとび科の訓練を修了した方

3 開催日時及び会場

講習日	CPDS 登録番号		講習会場
	全科目	一部免除	
平成 30 年 5 月 22 日 (火) ~24 日 (木)	454154	454157	宮崎県建設技術センター (宮崎市清武町今泉丙 2559-1)
平成 30 年 7 月 10 日 (火) ~12 日 (木)	454158	454159	延岡建設会館 (延岡市愛宕町 2 丁目 32 番地)
平成 30 年 10 月 23 日 (火) ~25 日 (木)	454162	454163	宮崎県建設技術センター (宮崎市清武町今泉丙 2559-1)

* 第 1・2 日目は午前 8 時 15 分受付、第 3 日目は午前 8 時 30 分受付です。 * 各会場駐車場有

4 講習科目及び時間

第 1 日目 (午前 8 時 45 分開講 午後 5 時閉講)

(イ) 作業の方法に関する知識 7 時間

第 2 日目 (午前 8 時 45 分開講 午後 5 時閉講)

(イ) 作業の方法に関する知識 3 時間 30 分

(ロ) 工事用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識 3 時間 30 分

第 3 日目 (午前 9 時開講 午後 2 時閉講)

(イ) 作業者に対する教育等に関する知識 1 時間 30 分

(ロ) 関係法令 1 時間 30 分

(ハ) 修了試験 (1 時間)

5 講習科目の受講の一部免除

受講の免除を受けることができる方	免除科目
1. 前記 2 受講資格③⑤⑧に該当する方	作業の方法に関する知識
2. 職業能力開発促進法第 27 条第 1 項の準則訓練である普通職業訓練のうち、同法施行規則別表第 4 の訓練科の欄に掲げる建設科又はさく井科の訓練 (旧能開法第 27 条第 1 項の準則訓練である能力再開発訓練として行われたもの、訓練法第 10 条の準則訓練である能力再開発訓練として行われたもの及び旧訓練法第 8 条第 1 項の能力再開発訓練として行われたものを含む。)を修了した方	工事用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識
職業能力開発促進法第 28 条第 1 項に規定する同法施行規則別表第 11 の免許職種欄に掲げる建築科、土木科又はさく井科の職種に係る職業訓練指導員免許を受けた方	作業の方法に関する知識 工事用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識 作業者に対する教育等に関する知識
建設業法施行令第 27 条の 3 に規定する土木施工管理技術検定に合格した方	作業の方法に関する知識 工事用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識

6 受講料及びテキスト代 (税込)

全科目受講者 16,610 円 (受講料 14,040 円、テキスト代 2,570 円)

一部免除者 7,970 円 (受講料 5,400 円、テキスト代 2,570 円)

7 受講手続

(1) 所定の「申込書」に必要事項を記入の上、写真 1 枚を貼付し、本人確認書類を添えてお申し込み下さい。

(一部免除希望の方はそれぞれの証明書等を添付して下さい。)

なお、受講料・テキスト代を銀行振込みされる場合は、建設業労働災害防止協会宮崎県支部の口座

(みずほ銀行 宮崎支店 普通預金 1027184) に振り込んで下さい。

(2) 受付は申し込み順とし、定員になり次第締切ります。

(3) 無断で欠席された場合、受講料金は返還致しません。

(4) テキストは、受付会場でお渡します。

(5) 記入された氏名、生年月日等は、他の目的には使用いたしません。

(6) 遅刻、早退者には、修了証を交付いたしません。

(7) 受講希望者が 15 名に満たない場合、中止になることがありますのでご了承下さい。

建設労働者確保育成助成金のご案内

建設事業主が雇用する建設労働者に技能講習等を受講させた場合、経費 (委託費の 75%~60%) 及び賃金の一部 (1 人 1 日当たり 7,600 円~6,650 円) が助成されます。受講の原則 2 か月前から 1 週間前までに労働局へ計画届等の書類を提出する必要があります。

【お問合せ・支給申請先】 宮崎労働局 職業安定部 職業対策課 助成金センター
(〒880-0805 宮崎市橋通東 3 丁目 1 番 22 号 宮崎合同庁舎 5 階 TEL : 0985-38-8824)